

令和 8 年 度

焼 津 漁 港 管 理 会 議 案 書

静 岡 県

目 次

第 1 号議案

令和 7 年度 維持管理実績

第 1	漁港施設の維持管理状況	1
1	係留施設、輸送施設、航行補助施設等の利用・管理状況	1
2	港内の環境美化等のための管理状況	2
第 2	維持管理実績（費用別）	3

第 2 号議案

令和 8 年度 維持運営計画(案)

第 1	漁港施設の維持運営計画	5
1	係留施設の利用計画	5
2	水域施設の管理計画	7
3	輸送施設の交通安全管理計画	7
4	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、航行補助施設等の管理（点検）計画	8
5	港内の環境美化等のための管理計画	8
第 2	維持運営計画（費用別）	10

付 属 資 料

・ 令和 7 年度	事業別実績	11
・ 令和 8 年度	事業別予算	11
・ 令和 7 年度	収入実績調書	12
・ 令和 8 年度	収入見込調書	13
・ 令和 7 年	漁獲物水揚量調	14
・ 令和 7 年	一般貨物荷揚量調	16
・ 令和 7 年	入港船舶調	17

令和 7 年度 維持管理実績

第 1 漁港施設の維持管理状況

1 係留施設、輸送施設、航行補助施設等の利用・管理状況

令和 7 年度の維持運営計画に基づき、運営管理を行った。主なものは次のとおりである。

- (1) 係留施設の利用については、水揚岸壁における市場開設者である焼津漁業協同組合及び小川漁業協同組合により有効かつ円滑に使用された。
また、その他の岸壁等についても、維持運営計画どおり有効かつ円滑に使用された。
- (2) 船揚場 2 箇所（焼津地区 1 箇所、小川地区 1 箇所）の利用については、焼津漁業協同組合及び小川漁業協同組合により、主として沿岸漁船の修理場として使用された。
- (3) 漁港内に停係泊している漁船以外の船舶の係留施設の利用については、船舶の停係泊許可等により管理を行った。
許可したものは、官庁船 13 隻、作業船等 32 隻、プレジャーボート(年度更新) 110 隻である。
また、プレジャーボートの管理については、焼津漁業協同組合及び小川漁業協同組合を指定管理者とし、不法係留及び放置等の防止並びに適正な管理業務を行った。
- (4) 漁港区域内の陸域パトロールを定期的（毎月 1 回）に実施し、岸壁及び臨港道路等の漁港施設について、状態確認を行った。
- (5) 漁港区域内の夜間パトロールを定期的（毎月 1 回）に実施し、照明灯及び航路標識の点灯確認等を行った。
- (6) 漁港区域内の水域パトロールを定期的（隔月 1 回）に実施し、防波堤、岸壁、護岸、航路及び泊地等について、状態確認を行った。
- (7) 陸閘 3 基（焼津地区 2 基、新港地区 1 基）について、稼動点検のための開閉操作を定期的（毎月 1 回）に実施した。
また、陸閘 5 基（新港地区 3 基、小川地区 2 基）について、稼動点検のための開閉操作を業務委託により定期的（毎月 1 回）に実施した。
- (8) 前述の電動陸閘 8 基（焼津地区 2 基、新港地区 4 基、小川地区 2 基）について、保守点検を業務委託により実施した。
- (9) 遠隔操作が可能な陸閘 7 基（焼津地区 1 基、新港地区 4 基、小川地区 2 基）について、遠隔操作システム保守点検を業務委託により実施した。
- (10) 常時閉鎖の陸閘 9 基（浜当目海岸 5 基、石津海岸 4 基）について、稼動点検のための開閉操作及び清掃を年 1 回実施した。
- (11) 焼津外港南防波堤及び小川外港東防波堤に設置してある航路標識の保守点検について、業務委託により定期的（隔月 1 回）に実施した。また、

水域パトロール時に点灯確認や清掃等も併せて実施した。

- (12) 漁港区域の各域において、道路陥没修繕、舗装補修、集水枡蓋交換、空気式防舷材修繕、係船柱撤去、除草等の修繕工事を実施した。

2 港内の環境美化等のための管理状況

(1) 港内清掃

ア 陸域清掃

岸壁、護岸、漁港施設用地（占用地を除く。）及び臨港道路等のゴミの回収並びに公衆便所12箇所（焼津地区5箇所、新港地区4箇所、小川地区3箇所）の清掃を業務委託により実施した。

イ 水域清掃

清掃船「焼津丸」により、港内水面における浮遊ゴミの回収を業務委託により実施した。

ウ ゴミの処理

回収した可燃ゴミ（年間約15.58トン）は、委託により高柳清掃工場に搬入した。

また、木片・木屑及びダンボール類（年間約3.76トン）は、それぞれの処分業者に搬入した。

(2) 廃油の処理

廃油槽5箇所（焼津地区4箇所、小川地区1箇所）の廃油を処理した。

(3) 啓発活動等

公園や岸壁などの公共施設における適正利用を促す看板を掲出した。

第2 維持管理実績（費用別）

表1のとおり維持管理を実施した。

表 1

令和 7 年度 焼津漁港維持管理実績

(単位:千円)

項 目	実 施		摘 要
	内 容	金 額	
事 業 費		91,944	
1 工 事 費		25,500	
(1)漁 港 施 設 維持修繕工事	道路陥没修繕、舗装補修、集水枡蓋交換、空気式防舷材修繕、係船柱撤去、除草等	25,500	港内全域
2 管 理 費		66,444	
(1)漁港管理運営費	港内植栽管理等業務委託、清掃船修繕費・燃料費、照明灯等電気料、船舶監視員人件費等	21,268	
(2)漁港維持修繕費 (環境美化)	港内清掃業務委託、親水広場修景池清掃業務委託等	27,844	
(3)漁港整備事業費 (海岸)	陸閘保守点検等業務委託、陸閘関係電気料等	17,322	

第2号議案

令和8年度 維持運営計画(案)

焼津地区は、かつお、まぐろ等を主体とする遠洋漁業の基地として、また、小川地区は、さば等の沖合漁業の基地として、漁業活動が円滑に行われるため、以下のとおり維持運営計画を定める。

第1 漁港施設の維持運営計画

1 係留施設（岸壁及び物揚場）の利用計画

(1) 水揚岸壁

ア 焼津地区

- ・ 焼津外港北岸壁 270.0m
- ・ 〃 西岸壁 224.0m
- ・ 〃 － 9 M南岸壁 180.0m

イ 新港地区

- ・ 新屋西岸壁(2) 350.0m
- ・ 城之腰北岸壁 180.0m
- ・ 鰯ヶ島西岸壁 190.0m

ウ 小川地区

- ・ 小川外港－ 5 M西岸壁 450.0mのうち398.0m

(2) 出漁準備岸壁

ア 焼津地区

- ・ 第1 船渠東岸壁 207.5m
- ・ 第2 船渠1 号岸壁 115.3m
- ・ 〃 2 号岸壁 97.0m
- ・ 〃 5 号岸壁 115.3mのうち 65.3m
- ・ 焼津外港－ 9 M南岸壁 180.0mのうち120.0m
- ・ 〃 － 5 M南岸壁 87.0m

イ 新港地区

- ・ 新屋西岸壁(1) 90.0m
- ・ 城之腰－ 5.5M西岸壁 139.9m
- ・ 鰯ヶ島南岸壁 170.0mのうち70.0m

ウ 小川地区

- ・ 小川外港－ 5 M西岸壁 450.0mのうち52.0m
- ・ 石津南岸壁 130.0m

(3) 休憩岸壁

ア 焼津地区

- ・ 第 1 船渠西岸壁 386.8m
- ・ 〃 北岸壁 125.0m
- ・ 第 2 船渠 3 号岸壁(沿岸漁船専用) 130.0m
- ・ 〃 4 号岸壁 100.0m
- ・ 〃 5 号岸壁 115.3mのうち50.0m
- ・ 〃 6 号岸壁 299.8m
- ・ 第 3 船渠新屋東岸壁(沿岸漁船専用) 47.4m
- ・ 〃 新屋西岸壁(沿岸漁船専用) 70.0m
- ・ 〃 小石川南岸壁(沿岸漁船専用) 150.0m
- ・ 〃 小石川北岸壁 80.0m

※第 2 船渠 6 号岸壁の一部は、漁港整備事業に伴う作業などができるものとする。

イ 新港地区

- ・ 新屋北岸壁 145.0m
- ・ 城之腰南岸壁 175.0m
- ・ 鰯ヶ島南岸壁 170.0mのうち100.0m

ウ 小川地区

- ・ 外港汐入西岸壁 160.0m
- ・ 第 1 船渠北岸壁 109.7m
- ・ 〃 西岸壁 200.0m
- ・ 〃 南岸壁(沿岸漁船専用) 120.3m
- ・ 〃 東岸壁(沿岸漁船専用) 90.2m
- ・ 第 2 船渠内港岸壁(沿岸漁船専用) 336.0m
- ・ 〃 物揚場(沿岸漁船専用) 155.0m
- ・ 木屋川物揚場 97.0m
- ・ 石津物揚場(沿岸漁船専用) 195.0m
- ・ 乙女ヶ丘岸壁 210.0m

※休憩中において、船舶の修理補修を必要とするときは、休憩岸壁で行うことができるものとする。但し、材料器具は放置してはならない。

(4) 危険物等陸揚岸壁

ア 焼津地区

- ・ 第 2 船渠 1 号岸壁 115.3mのうち20.0m
(漁船の係留に支障のない範囲内で使用できるものとする。)
- ・ 第 3 船渠新屋ー 3 M内港北岸壁 71.3m

イ 小川地区

- ・ 石津護岸 44.0m

(5) くんじょう岸壁

ア 焼津地区

・第2船渠内側護岸

172.35m

(6) 漁船以外の船舶の係留施設利用

漁港内に停係泊している漁船以外の船舶が係留施設を利用する場合については、船舶の停係泊許可等により管理を行う。

また、プレジャーボートの管理については、指定管理者である焼津漁業協同組合が、不法係留及び放置等の防止並びに施設等の適正な管理業務を行う。

2 水域施設（航路及び泊地）の管理計画

(1) 船舶に対する指導等

ア 長期係留船、廃船が港内の利用・運営上支障があると認めるときは、所有者等に対して撤去を指導する。

イ アによる指導に従わない場合は、除去を命ずるものとする。

(2) 船舶の遵守事項

ア 漁港管理者又は漁業協同組合の指示を受け、係留の場所を定めてから入港するものとする。

イ 港内においては、他の船舶に危険を及ぼさない速力で航行しなければならない。

ウ 岸壁から10m以内の区域においては、係留したまま、みだりに推進機を回転してはならない。

エ 航路においては、全ての船舶は停泊してはならない。

オ 入港中の船舶は、漁港管理者の指示に対して、直ちに対応できる態勢を整えておかなければならない。

(3) 啓発

防波堤等には、立ち入り禁止区域であることを明示する標語、看板等を掲出する。

3 輸送施設（臨港道路）の交通安全管理計画

(1) 道路の交通整理

ア 焼津漁業協同組合の荷捌所付近の道路は、焼津漁業協同組合において車両の交通整理を行うものとする。

(2) 陸閘の開閉

ア 海水位に著しい変動などがあり、災害が発生するおそれがある場合や緊急事態の発生が予測され、漁港背後地域に被害を及ぼすおそれがある場合は、指示等に従い通行を遮断し陸閘を閉鎖する。一方、「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）発表時に開催する連絡調整会議などにおいて、陸閘の閉鎖が決定された場合や大津波警報・津波警報が発令された

場合は、遠隔操作で一斉閉鎖を行う。但し、津波の到達予想時刻まで時間の余裕がある場合は、現地で安全確認の上、個別に閉鎖を行う。

イ 防災訓練の実施時及び稼動点検の実施時には、一時的に通行を遮断し陸閘を閉鎖する。但し、通行に支障がないように迂回路を確保して実施する。

4 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、航行補助施設等の管理（点検）計画

- (1) 漁港区域内の陸域パトロールを定期的（毎月１回）に実施し、岸壁及び臨港道路等の漁港施設について、状態確認を行う。
- (2) 漁港区域内の夜間パトロールを定期的（毎月１回）に実施し、照明灯及び航路標識の点灯確認等を行う。
- (3) 漁港区域内の水域パトロールを定期的（隔月１回）に実施し、防波堤、岸壁、護岸、航路及び泊地等について、状態確認を行う。
- (4) 陸閘３基（焼津地区２基、新港地区１基）について、稼動点検のための開閉操作を定期的（毎月１回）に実施する。
また、陸閘５基（新港地区３基、小川地区２基）について、稼動点検のための開閉操作を業務委託により定期的（毎月１回）に実施する。
- (5) 前述の電動陸閘８基（焼津地区２基、新港地区４基、小川地区２基）について、保守点検を業務委託により実施する。
- (6) 遠隔操作が可能な陸閘７基（焼津地区１基、新港地区４基、小川地区２基）について、遠隔操作システム保守点検を業務委託により実施する。
- (7) 常時閉鎖の陸閘９基（浜当目海岸５基、石津海岸４基）について、稼動点検のための開閉操作及び清掃を年１回実施する。
- (8) フラップゲート式陸閘４基（焼津地区基、小川地区２基）について、施設に損傷等がないかを定期的（毎月１回）に実施する。
- (9) 焼津外港南防波堤及び小川東防波堤の航路標識の保守点検を業務委託により定期的（隔月１回）に実施する。

また、水域パトロール時に点灯確認や清掃等も併せて実施する。

5 港内の環境美化等のための管理計画

(1) 港内清掃

ア 陸域清掃

岸壁、護岸、漁港施設用地（占用地を除く。）及び臨港道路等のゴミの回収等の業務及び便所１２箇所（焼津地区５箇所、新港地区４箇所、小川地区３箇所）の清掃を業務委託により実施する。

イ 水域清掃

清掃船「焼津丸」により、港内水面における浮遊ゴミの回収を業務委託により実施する。

ウ ゴミの処理

港内で回収するゴミの内、可燃ゴミは、業務委託により高柳清掃工場に搬入する。

不燃ゴミの内、リサイクルが可能なゴミについては、業務委託により岡部リサイクルセンターに搬入する。

また、木片・木屑及びダンボール類はそれぞれの処分業者に搬入し、それ以外のものについては、産業廃棄物処理業者に委託して処理する。

(2) 廃油の処理

漁業者が廃油槽に廃棄した廃油は、業者に依頼して処理する。また、必要に応じて槽内を清掃する。

(3) 廃棄物等の指導等

ア 港内水面を油等で汚染した場合、汚染した者は、漁港管理者に届出るとともに、直ちにオイルフェンス等で拡散防止処理を行い汚染物の除去に努めるものとする。

イ 港内に放置された車両等が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、所有者等に対して除去を指導する。

ウ イによる指導に従わない場合は、除去を命ずるものとする。

(4) 啓発活動

港内美化等(ゴミの持帰り、落書き禁止及び駐車禁止等)を啓発するため、必要に応じて看板等を設置する。

第2 維持運営計画（費用別）

表2のとおり漁港施設の維持管理を行うものとする。

表 2

令和 8 年度 焼津漁港維持運営計画

(単位:千円)

項 目	実 施		摘 要
	内 容	金 額	
事 業 費		180,724	
1 工 事 費		114,200	
(1)漁 港 施 設 維持修繕工事	舗装及び区画線補修、除草・剪定、側溝 及びグレーチング補修等	114,200	港内全域
2 管 理 費		66,524	
(1)漁港管理運営費	港内植栽管理等業務委託、清掃船修繕 費・燃料費、照明灯等電気料、船舶監視 員人件費等	21,598	
(2)漁港維持修繕費 (環境美化)	港内清掃業務委託、親水広場修景池清掃 業務委託等	27,644	
(3)漁港整備事業費 (海岸)	陸閘保守点検等業務委託、陸閘関係電気 料等	17,282	